

花巻市における「市民と市との協働」の現状・課題と見直しの方向性について

1 「市民と市との協働指針（平成23年8月策定）」について

（1）協働とは（「市民と市との協働指針」より）

「市民と市が、互いの特性を認識・尊重し合いながら、共通の課題の解決や目標の達成に向けて、それぞれの役割と責務をもって、協力し行動すること。」

（2）協働の主体（「市民と市との協働指針」より）

市民…個人、地域団体、市民活動団体、事業者、学校

市…花巻市まちづくり条例第2条で定める市の執行機関（市長、教育委員会など）

（3）市の協働の取り組み状況

①実施内容（協働の6つの形態別）

●共催…市民と市が共に主催者となり、事業を行う形態

（例）市民のつどい 地域づくり課／賢治まつり 賢治まちづくり課

●実行委員会・協議会…市を含めた複数の主体が組織を作り、主催者として事業を行う形態

（例）花巻まつり 観光課／花巻市民芸術祭 生涯学習課

●事業協力・協定…市民と市が目標や役割分担を取り決め、協力して事業を実施する形態

（例）食生活改善推進事業 健康づくり課／たろし滝測定会 石鳥谷総合支所地域振興課

●後援・協賛…協働相手が行う公共的・公益的な事業に対し、名義使用を認め支援する形態

（例）どでびっくり市 商工労政課／大迫神楽の日 文化財課）

●補助・助成…市民が主体的に行う公益的な事業に対し、市が財政的な支援を行う形態

（例）花巻市地域づくり交付金 地域づくり課／防災士育成事業補助金 防災危機管理課）

●委託…市が行う事業をより効果的に実施するため、課題を共有する様々な主体に、契約により委ねる形態

（例）都市公園草刈り清掃業務 都市政策課／湯のまちホット交流事業 長寿福祉課

②実施件数

※令和6年度「市民との協働実施調査」より

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
共催	13	15	26
実行委員会・協議会	17	18	24
事業協力・協定	43	43	47
後援・協賛	196	260	298
補助・助成	54	54	59
委託	134	132	127
合計	457	522	581

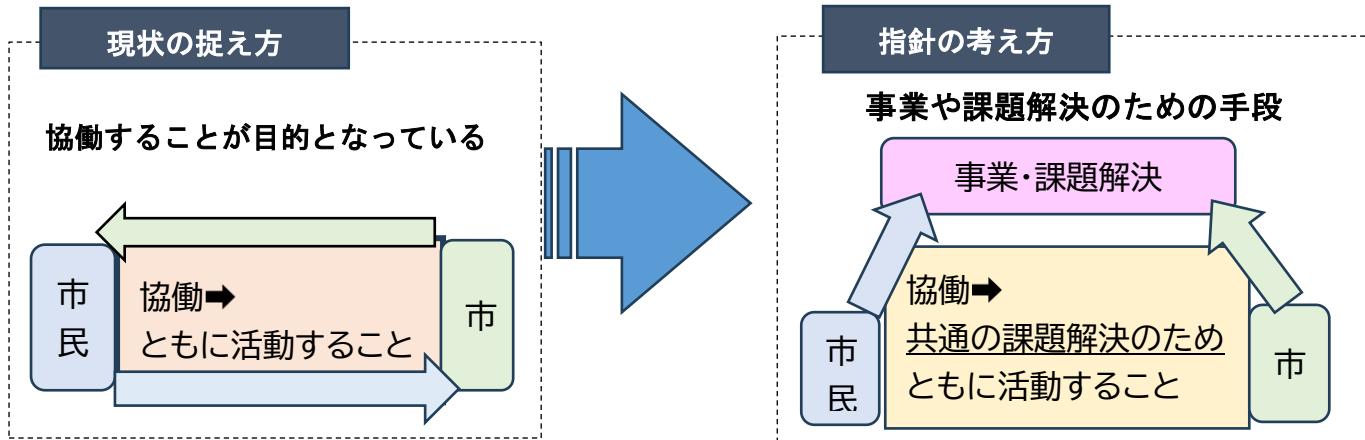
27%増

コロナ禍により延期や中止になっていたイベント等が開催されるようになり、市への共催や後援の依頼が増えた。

2 協働の課題

課題①

「協働」の考え方について、市民と市がともに活動することを「協働」と認識している場合があることから、協働の考え方の再確認が必要である。



課題②

- ア 協働の実施状況を公表していないこともあり、市民と市による「協働」の実感が少ない。
 - 「市民と行政の協働によるまちづくりが進められていると思う（市民アンケート結果）」と回答している割合は、調査を開始した平成25年から3割前後となっている。
- イ 協働の仕組みや方法について、周知及び情報の発信が少ない。
 - 市議会において市民団体等活動支援事業補助金の周知や、市として更なる協働推進を求める意見が出ている。

3 課題解決に向けた見直しの方向性

(1) 協働指針の構成を見直し

定義や考え方はこれまで通りとし、表現等を含めた構成の見直しを図る。

(例)

現 行	修 正（案）
共催 市民と市が共に主催者となり、事業を行う形態です。	共催 市民と市が共に主催者となり、 <u>共通の課題解決や目的を達成するために</u> 事業を行う形態です。

(2) 協働の仕組みや事例の周知の拡大

- ア 市の協働実態（件数・内容等）を市ホームページや広報に掲載し周知を図る。
- イ 市ホームページに協働の専用ページを作成し、課題①協働の考え方、協働の方法、協働の事例等について掲載することと合わせ、広報へ掲載し周知を図る。